

## 令和 3 年度 八戸市要保護児童対策地域協議会について

### 1 八戸市要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

児童虐待等により保護者に監護させることが不相当であると認められる児童又は保護者のない児童（要保護児童）や保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）、またはその保護者、妊娠中から家庭環境にリスクを抱えている妊婦（特定妊婦）等に関して、関係機関で情報交換及び支援内容等について協議を行う「子どもを守る地域ネットワーク」。

会議は、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議の 3 層からなる。

設置根拠は、児童福祉法第 25 条第 2 項（努力規定）。

### 2 開催状況

#### （1）代表者会議

開催回数：新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止（8/20 書面会議）

内 容：①八戸市要保護児童対策地域協議会の概要について  
②令和 3 年度八戸市の児童虐待防止に関する取組について  
③令和 2 年度八戸市における児童相談の現状

委 員：青森県八戸児童相談所、三戸地方福祉事務所、八戸警察署、八戸市医師会、八戸小学校長会、八戸中学校長会、八戸市保育連合会、八戸市私立幼稚園協会、八戸市民生委員児童委員協議会、八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会、八戸学院大学短期大学部

#### （2）実務者会議

開催回数：12 回（うち、書面会議 3 回）

（集合会議：4/15、5/20、6/17、7/15、8/19、10/21、11/18、12/16、1/20）

（書面会議：9/16、2/17、3/16）

ケース数：延べ 458 件

内 容：要保護児童等の現状確認と支援の検討について

出席者：青森県八戸児童相談所、八戸警察署、市健康づくり推進課、市こども未来課、市教委教育指導課、市教委こども支援センター、市生活福祉課、市子育て支援課、市障がい福祉課

#### （3）ケース検討会議

検討件数：113 件

内 容：要保護児童等の具体的な支援策について

出席者：市健康づくり推進課、市教委こども支援センター、市障がい福祉課、学校、スクールソーシャルワーカー、青森県八戸児童相談所など

### 3 まとめ

児童虐待に関しては、通報件数が増加傾向にあり、中でも心理的虐待が増加している。また、虐待事例の中には、児童又はその家族の中に、障がいがある、経済面が厳しい、配偶者による DV があるなど複数の課題を抱えることが多いことから、他機関との連携による重層的な見守りや支援が必要不可欠であり、複数の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会の活用が非常に重要となっている。